全国健康保険協会滋賀支部と〇〇〇〇〇との健康経営の普及を目指した
相互協力・連携に関する覚書（案）

全国健康保険協会滋賀支部（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、甲の加入事業所への健康宣言事業の普及推進活動等を通じて、健康経営の普及を目指した取り組みについて協力及び連携することを目的とし、次のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（目的）
第１条　本覚書は、甲の加入者の健康増進、健康寿命の延伸を実現するため、相互に協力及び連携し、甲の加入事業所への健康宣言事業の普及推進活動等、健康経営の普及を図ることを目的とする。

（協力連携事項）
第２条　甲及び乙は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項に関して協力及び連携を図る。
実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲及び乙で協議の上、別途定めることとする。
① 甲の適用事業所への健康宣言の勧奨及び普及推進活動等に関すること。
② 健康経営の普及を目指した取り組みに関すること。
③ その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
なお、乙は上記協力及び連携に際しては、予め甲の加入事業所・加入者に対し、内部事情や健康診断等に関する個人情報を知ることができないことを明言し、万が一不可抗力により知り得た場合は、第３条の定めによるものとする。

（守秘義務・免責等）
第３条
1. 甲及び乙は、協力及び連携する事項の検討及び実施により知り得た内部事情や情報ならびに他の当事者が有する個人情報を、これを開示した者（以下開示者という）の承諾なしに、第三者に開示しまたは漏洩してはならない。
2. 乙の責めにより第１項に定める情報の漏洩が生じた場合で、乙と開示者に権利侵害等の問題が発生したとしても、甲は一切の責任を負わないものとする。
3. 前２項の規定は本覚書の有効期間満了後も有効とする。

（覚書の有効期間）
第４条　本覚書の有効期間は、締結日より令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間の満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、さらに１年延長されるものとし、その後も同様とする。

（覚書の見直し及び解除）
第５条　甲または乙のいずれかが、本覚書の内容の変更または解除を申し出たときは、協議の上、覚書の変更または解除を行うものとする。

（賠償責任）
第６条　乙における協力及び連携の遂行に関して、乙が第三者から賠償責任を問われ又は賠償責任等が生じたとしても甲はその責任を一切負わないものとする。

（反社会的勢力の排除）
第７条
1. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対して何らかの通知催告等なくして本覚書を解除することができる。
(1) 相手方の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員（以下「役員等」という）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である、又は反社会的勢力であった場合
(2) 相手方又は相手方の役員等が反社会的勢力に対し、不適切な資金もしくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
(3) 前各号に掲げる場合のほか、相手方又は相手方の役員等が反社会的勢力と何らかの不適切な関係を持っている場合
(4) 相手方又は相手方の役員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、暴力、脅迫、威力、詐欺等の違法又は不当な手段を用いて不当な要求行為等を行った場合
(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する場合
2. 甲及び乙は次の各号について相互に表明し、保証する。なお、表明が事実に反することが判明したとき及び保証に反して次の各号に該当したときは、相手方に対して何らの通知催告等なくして本覚書を解除することができる。
(1) 自らが反社会的勢力ではないこと。
(2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。
(3) 反社会的勢力を利用しないこと。
(4) 役員等が反社会的勢力を利用しないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと。
(5) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと。
3. 甲又は乙が第１項および第２項の規定により本覚書を解除した場合、これにより相手方に損害が生じたとしても、当該解除者は当該損害について賠償責任を負わない。

（配慮義務）
第８条
1. 乙は、協力連携事項を行うにあたって、甲が乙の営利目的の事業を推奨していると第三者が解しないよう十分配慮する。
2. 第１項に反する行為があったと認められる場合は、甲は乙に対して何らの通知催告等なくして本覚書を解除することができる。

（協議事項）
第９条　本覚書に定めのない事項または本覚書の解釈上疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意を持って協議の上解決する。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名・押印の上、各自その１通を有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル
全国健康保険協会滋賀支部
支 部 長　　西 田　　毅

乙　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　〇 〇　〇 〇